

京都府中小企業応援条例の概要

第1章 総則 （第1条～第3条）
■ 目的 中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。
■ 中小企業の振興のための基本方針 （第2条） 中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施 ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策 ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策 ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策 ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策
■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援 （第3条） 関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援
第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継 （第4条～第6条）
○ 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条） ○ 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条） ○ 中小企業を取り扱う業務情報の安全管理等に対する支援（第5条の2） ○ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）
第3章 中小企業の成長発展の促進
第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援 （第7条～第12条）
○ 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 5px 0;"><ul style="list-style-type: none">◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定）◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定</div> ○ 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減） ○ 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等） ○ 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施
第2節 創業等の促進のための事業環境の整備等 （第13条）
○ 研究開発等に必要施設の提供、販路開拓支援、起業教育の推進等の実施
第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進 （第14条・第15条）
○ 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施 ○ 知恵の経営の支援
第5章 中小企業を支える人材の育成等 （第16条・第17条）
○ 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施 ○ 表彰
第6章 雑則 （第18条～第19条）
○ 財政上の措置 ○ 規則委任
附 則
○ 平成19年4月1日施行 ○ 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、令和9年3月31日限りで失効 ○ 規定失効後の不均一課税の経過措置